

## 平成27年第23回教育委員会定例会

開会年月日 平成27年12月4日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
同 委員 外 松 和 子  
同 委員 長 島 良 介  
同 委員 坂 口 節 子

## 議 題

## 1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

## 2 協議

- (1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

## 3 報告

- (1) 教育長報告  
平成27年第四回練馬区議会定例会提出議案について  
ねりま小中一貫教育フォーラムの開催について

平成28年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について  
 学校給食費未納金の訴訟提起について  
 平成26年度練馬区立小中学校におけるいじめの状況について  
 平成27年度夏休み居場所づくり事業等の実施結果について  
 ねりまキッズ安心メール事業について  
 練馬区ねりっこクラブ運営業務委託候補事業者の決定について  
 居宅訪問型保育事業の実施について  
 都用地を活用した認可保育所の整備および運営する事業者の決定について  
 光が丘子ども家庭支援センター分室「光が丘びよびよ（ひろば室）」の開設について  
 「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果について  
 その他  
 練馬白山神社の大ケヤキの毀損について  
 豊玉第二中学校および豊玉第二保育園における杭工事の対応について  
 平成28年健やかカレンダーの配布について  
 その他

開 会            午前    10時00分  
 閉 会            午前    11時42分

会議に出席した者の職・氏名

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 教育振興部長                | 中 村 哲 明    |
| こども家庭部長               | 堀    和 夫   |
| 教育振興部参事教育総務課長事務取扱     | 岩 田 高 幸    |
| 教育振興部教育企画課長           | 伊 藤 安 人    |
| 同    学務課長             | 山 崎    泰   |
| 同    施設給食課長           | 三ッ橋 由 郎    |
| 同    教育指導課長           | 堀 田 直 樹    |
| 同    学校教育支援センター所長     | 風 間 康 子    |
| 同    光が丘図書館長          | 加 藤 信 良    |
| こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱   | 小 暮 文 夫    |
| こども家庭部こども施策企画課長       | 柳 橋 祥 人    |
| 同    保育課長             | 櫻 井 和 之    |
| 同    保育計画調整課長         | 近 野 建 一    |
| こども家庭部参事青少年課長事務取扱     | 中 里 伸 之    |
| こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長 | 吉 岡 直 子    |
| 地域文化部文化・生涯学習課長        | 小 金 井    靖 |

会議に欠席した者の職・氏名

委員

安藏誠市

教育長

ただいまから平成27年第23回練馬区教育委員会定例会を開催させていただく。

なお、本日は、安藏委員から欠席の届け出が出ている。よろしく願います。

また、傍聴の方が今日は6名いらしている。

初めに、本日の会議の進め方についてお諮りする。本日の案件は、陳情10件、協議1件、教育長報告13件だが、案件表の報告の番「その他」の番に「練馬白山神社の大ケヤキの毀損について」というものがある。これは文化財に関する事で、組織改正によって区長部局に補助執行でお願いしている案件だが、今日は所管課長である文化・生涯学習課の小金井課長においていただいているので、案件の最初に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

それでは案件に入る。

(1) 教育長報告

その他

練馬白山神社の大ケヤキの毀損について

教育長

初めに、教育長報告である。

本日は13件あるが、先ほど申し上げたように最初に報告の番「その他」の番の案件を先に行わせていただく。それでは、小金井課長、説明をお願いします。

文化・生涯学習課長

大変、残念な報告になり恐縮である。練馬白山神社の大ケヤキの毀損についてご報告をさせていただきます。

練馬4-2の練馬白山神社は厚生文化会館の東隣にあるが、そこに国の指定文化財で天然記念物のケヤキが2株ある。そのうちの1本が、10月25日未明、いわゆる木枯らし1号という形で吹いた強風により、大きな枝が幹の表皮とともに折損をした。現在、その生育していた幹の部分も含めて、全て剥がれ落ちたという状況になってしまった。これを受け、緊急に文化庁の調査官にもご来訪いただき調査をしていただいたのだが、文化財としての価値が失われているということで、今後、文化財としての指定の解除という形で、事務を進めざるを得ないという状況になってしまった。なお、階段の下にも

う1本、やはり大きなケヤキがある。これについては、追加で平成8年に天然記念物に指定されている。であるから、2株あるうちの1株が、天然記念物として消滅するということになってしまった。そのような形で今後進めていくことについて、ご報告をさせていただくものである。以上である。

教育長

ご質問やご意見があれば願います。  
残念である。自然には勝てないというわけであるが。  
よろしいか。

委員一同

了解した。

教育長

推定樹齢などはわかるか。

文化・生涯学習課長

昔、本多静六先生という方がいらっしゃり、樹齢900年ということで推定したところである。もともと源義家が東北へ遠征する際にここで祈願をして、その際に苗を植えたものの子孫であるという伝説があった樹木である。残り1本についても、同じような伝説が残っているので、そのうちの1本ということになる。

教育長

残念であるが、仕方がない。  
では、小金井課長、ご出席いただきありがとうございます。  
それでは、ほかの教育長報告については後ほど行うこととする。

(10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

次に陳情案件である。  
平成27年陳情第9号、区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情について、追加の署名が提出されているので、事務局より願います。

事務局

11月20日に593名分の追加署名を受領した。合計748名である。

教育長

この陳情に関する審査は次回以降に行うこととし、本日は「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

教育長

このほか継続審議中の陳情9件については、事務局より新たに報告される事項や、大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

協議(1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議(1)平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件については、本日のところは「継続」として、次回以降に協議を行いたいと思う。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

平成27年第四回練馬区議会定例会提出議案について  
ねりま小中一貫教育フォーラムの開催について  
平成28年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について  
学校給食費未納金の訴訟提起について  
平成26年度練馬区立小中学校におけるいじめの状況について  
平成27年度夏休み居場所づくり事業等の実施結果について  
ねりまキッズ安心メール事業について  
練馬区ねりっこクラブ運営業務委託候補事業者の決定について  
居宅訪問型保育事業の実施について  
所有地を活用した認可保育所の整備および運営する事業者の決定について  
光が丘子ども家庭支援センター分室「光が丘びよびよ（ひろば室）」の開設について  
「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果について  
その他  
豊玉第二中学校および豊玉第二保育園における杭工事の対応について  
平成28年健やかカレンダーの配布について  
その他

教育長

次に、教育長報告に入る。先ほど、報告の 番の 番は終わった。  
それでは、報告の 番から説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この案件についてご意見やご質問があればお寄せいただきたい。いかがか。  
1点目について、公務災害補償にかかわったような事例は今までなかったと考えてよ  
いか。

教育総務課長

学校医等が健康診断などを学校で行っている際に、けがや死亡した場合に補償するものであるが、これまで該当した事例はない。

教育長

規定上の整備とご理解いただければと思う。

2点目については、私どもは教育委員会であるから特に幼稚園教育職員についての規定整備を扱うが、一般の職員についても同様の対応をとっている。

外松委員

2点目の幼稚園教育職員の給与に関する条例についてであるが、今まで特別区の人事院勧告による引き下げが例年続いており、現場は大変なのだという思いでいた。今回、労働に対しての賃金が少しでも引き上げられるということは、大変喜ばしいことだと思っている。

教育長

ほかには、よろしいか。

それでは、報告の 番についてお願いします。

教育企画課長

資料に基づき説明

教育長

今年も実施したが、来年の年明け早々にまたフォーラムを行うということである。いかがか。

ぜひお時間があればご覧いただければと思うので、よろしくをお願いします。

それでは、報告の 番をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

昨日と一昨日で抽選は終わったということである。

ご質問、ご意見があればどうぞ。

外松委員

ただいま説明していただいたが、今年度改善したことによるメリットをもう一度お話ししたい。

学務課長

できるだけ多くの方の希望がとおるよう、なるべく抽選を避けてきたというのがこれまでのやり方であった。この結果、規模が大きくなっていく中学校と、小さくなっていく中学校との差が、だんだん広がってきているというのが検証委員会での分析であった。その数の差が大きくなり過ぎることはあまり望ましくないということで、一定の標準数に近づくよう、今回、抽選の仕組みを変えた。今回の方法に変えたことで、選択制による入学者数は一定の数に抑えられているので、その結果、規模の拡大は減少するものと見込んでいる。

外松委員

ありがとう。

教育長

例えば石神井中学校などは、希望者数が際立って多い。これまでと、今回では何人くらいが当選したのか。

学務課長

石神井中学校については、抽選対象者が最終的に112名であった。このうち50名が当選したという状況である。

教育長

去年の場合だと、大体80名程度は当選していたのか。

学務課長

約2倍近くまで当選としていた。補欠分を設定していたので、その分で入学できてしまうケースがあった。

教育長

そのような状況だが、いかがか。

坂口委員

このような抽選が行われることは、うわさには聞いていた。抽選の対象になった学校については、申し込まれた子供の保護者が来て抽選するのか。

学務課長

まず、抽選の方法だが、資料にもあるように2日間、区役所本庁舎20階を会場として行っている。学校ごとに時間帯を設定して、その日時にお集まりいただくようご案内を出した。ただし、抽選の結果については、既にホームページにも掲載しており、また、ご本人へは郵送を予定しているので、必ずしも会場には来なくても結構であるのご案内している。ちなみに、2日間の状況であるが、各校約10名以下、1桁程度の人数の保護者が直接来場し、ご覧になっていた。抽選会場では抽選器を使い、番号によって抽選



を行った。

坂口委員

この希望者全員が来場し、全員で抽選を行うのかと想像していた。では、その番号をホームページに載せれば、わざわざ来なくてもよいということか。わかった。かなりスマートに実施できる。

もう一つ、質問である。進学とは微妙に揺れるものである。実際に入学する人数はかなり変わるということか。

学務課長

今回、受入可能人数40名に対して50名を超えた場合に抽選を行うということの意味は、毎年、練馬区の小学校から中学校に上がる段階で、約2割程度が国立と私立の学校に進学するという状況がある。この率があまり変わっていないことから、これを数に盛り込んだ形になっている。

坂口委員

わかった。

長島委員

石神井中学校や大泉中学校は希望者がとても多い。その理由について検証はしているのか。

学務課長

まず、大泉中学校から説明させていただく。大泉中学校は受入可能人数が10人となっている。これは現在、在籍する生徒数が大変多いため、転用できる教室等の状況等から、受け入れ人数を多くしてしまうと教室が足りなくなってしまうため、そもそも受入可能人数を制限している。このため倍率もはね上がってしまうという関係がある。

石神井中学校は、まず希望者の人数自体が120名ということで大変多い。この大きな原因としては、学区域の設定の問題があると考えている。石神井中学校は、5校の小学校の子供たちが入学する形で学区域が設定されている。つまり、ある小学校から見た場合には2つの中学校に分かれる学区域線が引かれている状況にある。またそれも均等な形では割り振られていないので、ある小学校から見た場合には、多数の子供が入学する中学校というものが存在する。このようなことが起きると、小学校で少数側にあたる子供たちが、選択制を使うことでたくさんの友人と一緒に中学校に行きたいといった選択行動が起こることによって、このような現象が起きていると分析している。

長島委員

ありがとう。

教育長

友人関係、学校への距離、それから部活動などが比較的多い理由であろうか。  
ほかに何か、よろしいか。  
それでは、報告の 番について願います。

施設給食課長

資料に基づき説明

教育長

この件について、いかがか。

外松委員

お子さんが給食を毎日学校で食べるが、給食費を払わない。そして、催促してもなかなか払ってくださらないということで、このような事態になっているのだと思うが、2つお聞きしたいと思う。

まず、差し支えない程度で、なかなか払ってくださらないこれらのご家庭の状況はどのようなものであるか。もう1つは、今後は具体的にこの件がどのように推移していくのかについて、お聞かせいただきたい。

施設給食課長

まず、未納者の状況であるが、練馬区の場合、就学援助という制度があり、これを受けると給食費はそこで払われる。率で言うと、小学校では20%ぐらいの方がその援助を受けている。未納になる方というのは、その残りの80%の中で、納付していただけない方である。中学校では大体30%ぐらいの方が就学援助を受けている。就学援助とは、所得が一定程度よりも低い方に対して援助をするという仕組みである。今回の対象者は、基本的には払えるけれども払わないという状況である。実際の支払いについて学校から連絡を試みているのだが、なかなか電話に出ていただけないという状況がある。そのような中で、学校としても1年間努力をしてきてどうにもならないというものについて、今回、弁護士に依頼をして対応しているものである。

実際に弁護士に委託をするわけであるが、今年は6月頃、給食費に関する決算が出たので、それ以降、7月1日に弁護士に委託をした。弁護士が何をするかというと、未納者に連絡をして納付相談をする。基本は分割納付や一括納付などで対応していけるかということで、納付相談を行うわけだが、こちらにも全く対応しない場合には訴訟を提起して債権を確定する必要がある。今回の3件の方については、今後、給食費の未納ということで訴訟を提起して、債権を確定し、裁判所で確定したら強制的に徴収をするということになる。以上が流れである。

外松委員

ありがとう。

教育長

外松委員、よろしいか。

外松委員

はい。

坂口委員

今年についてはこの数字が上がっているが、例えば、昨年や一昨年も未納はあったのか。

施設給食課長

実は、給食費の未納の問題についてはずっと学校が困っていた。これを受け、教育委員会としてどのような支援ができるかを検討してきた経過がある。そして、ようやく昨年度、この仕組みを始めた。

昨年度は、前年度分だけではなくその前の過年度分も含めて、学校で対応に困っているものがあれば手を挙げてほしいという話を各校にしたところ、昨年度は15件が上がってきた。その中で、弁護士に委託をして納付相談の中で解決できたものもある。よって、最終的に訴訟に残ったものは、15件ではない。

今年は2年目ということで、過年度分は出終わっているため、平成26年度の方である。平成26年度も、実際には未納者数としては43人いるが、その中で、どうしても学校では対応が難しいというものを絞り込んだ結果、3件という形で教育委員会に上がってきた。これに対して法的措置をとることにした。

坂口委員

これは、すごく努力なさっているということがわかった。結構である。

外松委員

ほんとうに。ご苦労さまである。

教育長

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、次の番について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

いじめに関する再調査ということである。いじめ問題は、教育委員会としても、今、一番力を入れている案件である。ご質問、ご意見があれば、願います。

坂口委員

今回の調査を受けた子供たちは、質問票が何かを受け取って行ったのか。どのような仕組みでこのような数字が出たのかを知りたい。

教育指導課長

アンケート調査等については既に平成26年度に実施していた。各学校では調査の結果をまとめて練馬区教育委員会へ報告をしたところであるが、その中で学校の捉え方として、その場ですぐに解決してしまったものについては、いじめとは捉えず、単に子供たちの遊びの中でのトラブルなどとして、いじめという捉えでは認知していなかったというようなことがあった。今回そうしたことも認知した上での再度の回答をお願いしたところである。学校で見直しを行ったところ、調査の結果として、いじめの件数が若干ではあるが増えたということである。子供たちに再度調査をしたということではない。

坂口委員

その見直しというのは一体どのようなことか。

教育指導課長

いじめの見直しとは、これまで、岩手県の例ではアンケート調査において、本人はいじめと悩みの相談を書いていたのだが、学校ではそのトラブルは既に解決済みと判断していじめと捉えていなかったということがあった。今回、国でも、このいじめの認知に関する考え方の見直しを行い、早期に解決してしまったもの、また、初期段階のいじめ、またはいじめとは言えないような子供たちのトラブル、対人関係のトラブルなどについても、いじめと認知すべきものとして各学校で捉えて回答するようにという指示があった。いじめに関する認知の考え方の見直しを行ったということである。

坂口委員

確かに新聞報道ではそうになっていた。範囲を決めないで広くすくい上げようという方針になったということか。「あなたはいじめられているか」という質問に対して、「はい、そうです」となかなか答えられない子供たちの心理を思えば、何回も何回も問い合わせられるのかと思った。事件が起きるたびに、全国の小中学生が「あなたはいじめられていますか」などと聞かれたら、大変重荷になると思った。学校が状況を見て、数字の見直しを行った結果として、この数字が出てくるという解釈でよろしいか。

教育指導課長

そういうことである。

## 教育長

これはなかなか難しい問題である。学校は、子供たちに毎月アプローチをしている。必ずしも教員がわかるわけではないから、アンケートをとったり、あるいはそれ以外の方法で、いじめの実態がないかどうかを何とか把握しようと工夫をしながら各学校で、今、取り組んでいる。その取組の状況として各学校が押さえている数字を、我々、教育委員会が報告を受け、国に提出しているわけだが、岩手県の事件を受けて、そもそものいじめに対する考え方をもう一度しっかりと学校で認知し直してもらいたいということで、再調査をした。その結果、ここにも書いてあるように、当初、ご報告した数字と若干、変わった数字が上がってきているということである。

## 外松委員

まず、1ページ目、(2)のところ、先ほど報告いただいたように、練馬区では現場にご苦労いただきながら、小学生、中学生たちにアンケートを記入してもらうことで、平成24年度からの状況がこのようにわかるようになっている。小学校は特徴として、学年が上がるにつれて、少しいじめが増える傾向がある。逆に中学校では、学年が上がるにつれて減少してきているという練馬区の特徴も、今回またしっかりと明らかになったと思う。

2ページの(4)である。いじめの発見のきっかけというところで、「学校の教職員等が発見」というところだが、小学校において学級担任が発見した件数が、平成25年度は28件だったが今年度は58件ということで、小学校の担任の先生方の意識の変化がここは非常に顕著になっている。これは喜ばしいことであると思った。

また、3ページの(6)である。1つ気になるのは、中学校の一番下の項目のところである。中学校の「誰にも相談していない」という生徒が21人ということが、今回この調査ではわかってきた。ここが少し気がかりだなと思っている。しかし、全体的にはこの今回の調査から、練馬区ではいじめられた児童や生徒がまず相談するのは学級担任であるということが伺える。であるので、練馬区の児童・生徒と、学級担任との信頼関係が大変良好なのではないかと、私はこの結果から見てとった。今後も引き続きこのような信頼関係をしっかりと築いていかれる先生方と児童・生徒であってほしいと思っている。

## 教育長

ほかは、よろしいか。

## 長島委員

総合教育会議でも少しお話しさせていただいたのだが、こうした調査を行って、これだけいじめがあるということがわかった。しかし、そのいじめが起きる原因はとても深いと思う。今、外松委員のお話にあったように、子供たちが相談できる先生というものはとても素晴らしいと思うのだが、逆に、その対応を知らない先生がいらっしたりすると、ますます悪い方向になってしまうことがある。小学校のころからを含めて、なぜ、我々大人では考えられないようないじめを子供が行うのかというところに目を向け、いじめ自体が価値観としていけないということを、子供たちに伝えていく必要がある。

先生方も日々の仕事に追われていると優先順位が下がってくるような気がする。このようないじめのトラブルは、仕事にも負担になり、先生にとっては重いと思う。しかし、もしいじめが見つかった場合には、最優先で取り組まないと大変なことになってしまうという認識が、やはり、まだ低いと感じる。先生方の質を向上させ、できるだけ余裕をもってこの最優先課題に取り組めるような状況をつくっていただきたいと思う。

教育長

おっしゃるとおりである。教員のいじめに対する認知能力なり、あるいは、対応能力をもっと向上させなければならぬということは、今、長島委員からご指摘いただいたとおりだと思っている。いろいろと教育大綱の素案にもお示しさせていただいているが、引き続きこれについては取り組んでいきたい。

では、よろしいか。

長島委員

はい。

教育長

次に移らせていただく。

それでは、報告の 番について説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

毎年、少しずつ広げながら行っている事業である。これについていかがか。

坂口委員

4 ページに学童クラブ緊急受入事業とある。夏休みの間はお預かりができるということとを待機児童に対して伝えた結果、41 人の方が利用されたということだと理解してよろしいか。

子育て支援課長

夏休み期間の1日保育になるわけであるが、放課後の利用と違って各学童クラブの利用数自体が若干下がってくる傾向がある。このため、受入体制として、若干余裕ができる。そういった中で、待機となっている方の中で希望される方について、夏休みは期間も長いということがあり、保護者の安心のため受け入れを始めている。期間限定の受け入れである。

坂口委員

わかった。(4)にあるが、利用者には保育料1カ月分を負担していただくということで

ある。夏休みの居場所づくり事業については、保護者の負担はどの程度あるのか。

子育て支援課長

無料である。(5)のところだが、一部、石神井台小学校および大泉北小学校については、原則として、ふだんの応援団ひろば事業に登録する形をとっている。ひろば事業の場合にはほかの子供にけがをさせた際の賠償等の関係もあるため、年間500円の保険料の自己負担を、ふだんからお願いしている。その関係もあり、その500円をご負担いただく場合がある。それ以外は一切かからない。

教育長

よろしいか。

長島委員

これからほかの学校にも広げていくに当たって、一番問題となっている点は何か。

子育て支援課長

校舎内の場合には学校との調整の中で、ひろば室はそもそもタイムシェア的な要素で借りている部分がある。ふだん、放課後は使えるが、中村西小学校の例ではないが、別の関係で特に1階をひろば室に使っている場合には、プールの関係で更衣室として使っている場合などが当然予想される。そういった学校のプール指導との関係、あるいは補習教室との関係の中で、ひろば室として使える部屋が確保できるかどうかという点については、校舎内の場合には調整が必要になってくると考えている。

また、学校応援団自体が放課後の時間帯は人的な確保ができて、夏休みの間、1日全ての時間について確保するというのは非常に難しいという状況がある。そのような面では、校内に学童クラブがあって、その学童クラブを委託しているところであれば委託事業者が中心となることで、学校応援団の方々にも声かけをさせていただき人的確保が図れることがあるため、委託化されていて、別棟になっているところは比較的实施しやすいという状況がある。この点については、それぞれの学校の状況に応じた課題の解決が必要になってくる。

長島委員

ありがとう。

外松委員

いろいろ個別対応で、ほんとうに大変である。

教育長

よろしいか。

それでは、報告の 番をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

事業者が変わったということである。いかがか。

坂口委員

費用負担はどうなっているのか。

子育て支援課長

現在、登録料として最初に登録する際に1,000円を頂戴している。基本的にはこの仕組みをベースに、平成28年度以降も進める予定で考え、事業者と最終的な調整を行っている。既に1,000円をお支払いいただき登録されている方のカードについては無料で交換させていただくよう調整しているところである。

坂口委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。  
それでは、次の報告 番をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

来年度から行う3校のねりっこクラブのうち、豊玉小学校について委託候補事業者が決まったということである。いかがか。

坂口委員

このような民間委託は、例えば5年間でたったら見直しということになる。民間委託事業者の仕事ぶりに対するさまざまな地域の声がある場合に、それを集約するところは練馬区が委託していたら練馬区になるのか。

例外的かもしれないが、他自治体の話として、ある学童クラブを民間委託したときに、利用人数がその事業者の実績になるため、サービスという言い方は変であるが、例えば夏休みに入りだんだん利用者が少なくなると「お弁当なども持ってきてよいよ」と言って、利用者数を増やした。そうすると子供たちがお弁当を持ってくるのはよいのだが、それを図書室など場所に構わず食べたため、図書の間食に食べ物が入るようなことになったと、他区の話であるが聞いた。しっかりとした対応ができていないことを、利用者やスタッフの中にも疑問に思った方もあったようである。今回、決定された事業者は大変



よいところで、皆さんがお決めになったのであるから私も信頼しているが、どうしたら、このような事態は防げるのであろうか。

教育長

モニタリングをどのように行うかも含めて、説明を。

坂口委員

何かそのような制度があるのか。

こども施策企画課長

まず、このねりっこクラブも、ねりっこ学童クラブも、現在の学童クラブも、いずれもそうだが、全て区が事業実施主体である。業務委託という形をとっているので基本的には区が定める仕様、具体的に申し上げると区が直営で行っている学童クラブと同じ内容の業務をお願いしている。そのような意味で、その事業者の裁量の余地は少なくなっており、例えば、先ほど自由なおやつのようなお話があったが、そのような運用は練馬区では行われていない。一方で、事業者のノウハウという意味で、ほかの区で事業を行っている事業者も当然あるため、プログラムの中でそういった事業者のノウハウを生かした運用が一部展開されることは考えられる。

また、モニタリングについて。区が委託している業務を事業者がどのように履行しているかという確認であるが、現在はこども家庭部に、特に児童館や学童クラブで働いた経験のある職員を配置しており、実際、現場での経験のある職員が現場に入って、適切な運営が行われているかということの確認をモニタリングとして行っている。ねりっこ学童クラブになってもそのような体制を一層強化するために、今後は区としてコーディネーターという職を配置していくので、現在のモニタリングを下回らない、むしろ上回るような対応をとっていけるものと考えている。

坂口委員

わかった。ありがとう。

外松委員

今回、決定されたこの事業者は、3ページの表の13番目、「区民雇用・区内事業者の活用」という項目の点数が非常に高いので、この点でもよいと思った。

教育長

何かほかにあるか。よろしいか。

それでは、次に移らせていただく。項目の番について説明をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

居宅訪問型の保育事業を行うという報告である。いかがか。

坂口委員

この制度は、今年から始まるのか。

教育長

そうである。

坂口委員

これは保育であるから、例えば、保護者は子供を預ける間、何時間が留守にもできるのか。

保育課長

基本的に、保護者が保育できない状態にあることが、逆に言うと条件になる。このため、どうしても仕事に行かなければならないという方のために実施する事業であるから、居宅訪問型保育を行っている時間帯については、保護者は在宅していないという形が原則である。

坂口委員

ということは、例えば、子供が病気になってしまったため保育園には預けられないが、自分は仕事に行かなければならないという方は対象ではないということか。

保育課長

そういった方については別の制度として、病児・病後児保育という制度を設けている。そこでの受け入れになる。

坂口委員

これはまさに、人工的な医療が必要ということであるか。了解した。

教育長

ほかによろしいか。  
それでは、報告 番をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

都有地を使った認可保育所の整備を事業者に行ってもらおうという内容である。いかがか。

外松委員

駅から比較的近く、しかも周囲も広々としたところにこの認可保育所ができるということは、ニーズにかなったことであると思う。何階建ての予定か。

保育計画調整課長

設計についてはこれから事業者と詰めていくことにはなるが、現在は2階建てを想定している。

外松委員

ありがとう。

教育長

あとは、いかがか。よろしいか。

坂口委員

近隣住民説明会は必ず開かれたほうがよいと思う。ここの保育園のことではないが、私は昨日、近隣住民説明会なしで保育園を開いて、近隣の方からの苦情で苦慮している園長のお話を聞いてきたばかりである。非常に難しい、微妙な問題である。

保育計画調整課長

先ほど申し上げたように、この近隣住民説明会については、11月25日から近隣にチラシを配布している。今、委員がおっしゃったように、保育園をつくるに当たって地域に受け入れられるという意味では、その関係というものは非常に大切であると考えている。事業予定者も一緒になって近隣に、戸建てなどはもう一軒一軒回り歩いて、挨拶を兼ねて行っているということである。状況としては、特に大きな反対の声はなかったが、やはり、近隣の声に耳を傾けてほしいといった声が寄せられている。いずれにしても、一つ一つのそのような声に対しては、真摯に受けとめて丁寧に対応していきたいと考えている。

教育長

よろしいか。

では、番の報告をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

いよいよ年明けの1月12日から光が丘子ども家庭支援センター分室ができ、これに伴って現在行っている一時預かりの事業を拡大するという内容である。何かご質問、ご

意見はあるか。  
よろしいか。  
では、報告 番をお願いする。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

6月にも報告した内容であるが、この14人はどのような人だったのか。あるいは、その後どのような調査をしたのかを簡単に教えてほしい。

練馬子ども家庭支援センター所長

未就学児、学齢児ともに、保護者が外国籍の方が大変多かった。基本的には学校に籍を置いたまま海外に行かれており、ほとんどの方が入国管理局に確認をしたところ、外国に出られていたことがわかった。

教育長

入国管理局で確認をして、やっと所在がわかったということである。黙って自国へ帰ってしまったということであるね。

練馬子ども家庭支援センター所長

そのようである。

教育長

わかってよかったが。

外松委員

労苦の多いことである。ほんとうにご苦労さまである。

教育長

いかがか。何かないか。よろしいか。  
それでは、「その他」の報告をお願いする。先ほど 番は終わっているため、番について説明をお願いする。

施設給食課長

豊玉第二中学校および豊玉第二保育園における杭工事の対応について、口頭でご報告する。

横浜市のマンションで発生した旭化成建材が施工した杭工事が、現在、全国的な問題になっている。豊玉第二中学校と豊玉第二保育園については杭工事を旭化成建材が行っているということで、対応を図ってきた。

まず、区は旭化成建材が杭工事を施工した区立施設について、ひび割れが生じていないか、傾きがないかについて調べる緊急点検を行ったところ、異常がないということを確認できたので、10月23日にこれを公表した。この中に豊玉第二中学校と豊玉第二保育園が含まれていた。この段階では施工者が旭化成建材だというだけであるから、ごくそれだけのことであったが、その後、豊玉第二中学校の校舎の基礎工事で65本杭を打っているが、その中の2本の杭で施工データの流用が見つかったため、建物の調査や資料の確認を行ってきた。こちらは11月5日に公表した。この段階でも、施工状況を確認するためのデータに流用があったということで、施工不良かどうかはまだわからない状況であった。この建物の調査や資料の確認を行った結果、施工については特に問題はないだろうと、その時点で判断をした。

教育委員会としては、豊玉第二中学校の杭工事に関して確認した内容について、保護者説明会を11月10日の夜に行った。当日は7名の保護者の方にご出席いただき、質問は特になかった。その後、11月18日に、豊玉第二保育園の杭工事にはデータ流用がなかったということが確認できたので、これを公表したという経過である。

報告は以上である。

教育長

豊玉第二中学校はできたばかりの校舎であり、流用が見つかったということは大変遺憾である。しかし、建物自体に異常は見つからなかったということと、データの流用はされていたが、実際、工事の内容を精査したところ、適切に工事はなされているという報告があったとのことである。

何かご質問はあるか。よろしいか。

それでは次に、 番の報告をお願いします。

青少年課長

「平成28年健やかカレンダー」を配布させていただいた。区内小・中学生の応募作品2,853点から選ばれた12作品を掲載している。12月1日号の区報に掲載し、一般への配布も実施している。また、入選作品240点の原画展を区役所1階アトリウムで、12月19日土曜日から来年1月8日金曜日まで実施する。

報告は以上である。よろしくをお願いします。

教育長

よろしいか。今年もカレンダーが完成したので、ぜひご活用いただきたい。

そのほか、各委員から何かご質問やご意見があればお寄せいただきたい。よろしいか。事務局から何か、その他の報告はないか。

事務局

はい。

教育長

それでは、以上で第23回教育委員会定例会を終了する。